

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

ア 特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき原則統一保険料方式を採用している。

令和3年2月の特別区長会において、令和3年度の特別区全体の国民健康保険事業費納付金、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

イ 令和2年度税制改正において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部が改正され、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を限度に控除することができることとされた。これにより、共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の改正

国民健康保険においては、低所得世帯の保険料負担を軽減するため、世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者等の総所得金額等が基準以下の場合に、保険料のうち均等割額に係る部分について、その額の7割、5割または2割を軽減する措置を講じている。

平成30年度税制改正において、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされた。これにより、一定の給与所得者および公的年金等所得者が2人以上いる世帯については、所得に変化がない場合でも、保険料軽減措置に該当しなくなる場合があることから、この影響による不利益が生じないように、保険料の軽減判定基準等を改正する。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5

号)により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定める規定が削られたことに伴い、規定の整備を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う改正

#### ア 基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の7.14」を「100分の7.13」に改める。

(イ) 均等割 「39,900円」を「38,800円」に改める。

#### イ 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の2.29」を「100分の2.41」に改める。また、賦課割合について「100分の58に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「12,900円」を「13,200円」に改める。また、賦課割合について「100分の42に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

#### ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

(ア) 所得割 「100分の1.98」を「100分の2.52」に改める。また、賦課割合について「100分の56に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「15,600円」を「17,000円」に改める。また、賦課割合について「100分の44に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

#### エ 保険料の減額【第19条の2】

##### (ア) 第1号減額（7割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「27,930円」を「27,160円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「9,030円」を「9,240円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「10,920円」を「11,900円」に改める。

##### (イ) 第2号減額（5割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「19,950円」を「19,400円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「6,450円」を

「6,600円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「7,800円」を「8,500円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「7,980円」を「7,760円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,580円」を「2,640円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「3,120円」を「3,400円」に改める。

オ 一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割の算定【第15条】

保険料の所得割額の算定基準に用いる長期譲渡所得の金額から控除されるものに「租税特別措置法第35条の3第1項」(低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)を加える。

(2) 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正

ア 保険料の減額（均等割額）の判定基準【第19条の2】

均等割額の判定基準をつぎのとおり改める。

(ア) 7割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円」に改める。

(イ) 5割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 285,000円 × 被保険者数」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 285,000円 × 被保険者数」に改める。

(ロ) 2割軽減

軽減対象となる所得基準額について「330,000円 + 520,000円 × 被保険者数」を「430,000円 + (給与所得者等の数 - 1) × 100,000円 + 520,000円 × 被保険者数」に改める。

イ 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例【付則第3条】

(2)アの給与所得者等の数に含める公的年金等に係る所得を有する者について、当

分の間、年齢65歳以上で公的年金等の収入金額が「1,100,000円を超える者」を「1,250,000円を超える者」とする特例を設ける。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う改正【付則第8条】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、同法から引用していた新型コロナウイルス感染症の定義が改正されたことに伴い、規定を整備する。

(4) その他規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(3)については、公布の日

4 保険料率等改正内容一覧

(1) 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	58：42	—
	所得割料率	7.14/100	7.13/100	△0.01/100
	被保険者均等割額	39,900円	38,800円	△1,100円
	賦課限度額	630,000円	630,000円	据え置き
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	58：42	57：43	—
	所得割料率	2.29/100	2.41/100	0.12/100
	被保険者均等割額	12,900円	13,200円	300円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	据え置き
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	56：44	57：43	—
	所得割料率	1.98/100	2.52/100	0.54/100
	被保険者均等割額	15,600円	17,000円	1,400円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	据え置き

項 目		改定前	改定後	増 減
基礎分 支援金分 合計	所得割料率	9.43/100	9.54/100	0.11/100
	被保険者均等割額	52,800円	52,000円	△800円
	賦課限度額	820,000円	820,000円	据え置き
基礎分 支援金分 介護分 合計	所得割料率	11.41/100	12.06/100	0.65/100
	被保険者均等割額	68,400円	69,000円	600円
	賦課限度額	990,000円	990,000円	据え置き

(2) 保険料の減額（均等割）一覧

項 目		減額する額			減額した後の均等割額（）は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分	均等割額 7割減額	27,930円	27,160円	△770円	11,640円（11,970円）
	均等割額 5割減額	19,950円	19,400円	△550円	19,400円（19,950円）
	均等割額 2割減額	7,980円	7,760円	△220円	31,040円（31,920円）
支援金分	均等割額 7割減額	9,030円	9,240円	210円	3,960円（3,870円）
	均等割額 5割減額	6,450円	6,600円	150円	6,600円（6,450円）
	均等割額 2割減額	2,580円	2,640円	60円	10,560円（10,320円）
介護分	均等割額 7割減額	10,920円	11,900円	980円	5,100円（4,680円）
	均等割額 5割減額	7,800円	8,500円	700円	8,500円（7,800円）
	均等割額 2割減額	3,120円	3,400円	280円	13,600円（12,480円）

項 目		減額する額			減額した後の均等割額 ( ) は改定前
		改定前	改定後	増 減	
基礎分 支援金分 合計	均等割額 7割減額	36,960円	36,400円	△560円	15,600円 (15,840円)
	均等割額 5割減額	26,400円	26,000円	△400円	26,000円 (26,400円)
	均等割額 2割減額	10,560円	10,400円	△160円	41,600円 (42,240円)
基礎分 支援金分 介護分 合計	均等割額 7割減額	47,880円	48,300円	420円	20,700円 (20,520円)
	均等割額 5割減額	34,200円	34,500円	300円	34,500円 (34,200円)
	均等割額 2割減額	13,680円	13,800円	120円	55,200円 (54,720円)

5 令和3年度1人当たり国民健康保険料

項 目	改定前	改定後	増 減 (前年度比)
基礎分・支援金分	126,202円	124,989円	△1,213円 (0.96%減)
基礎分・支援金分・介護分	162,152円	165,868円	3,716円 (2.29%増)

6 令和3年度国民健康保険料の試算

別紙1のとおり

7 新旧対照表

別紙2のとおり

## 令和3年度国民健康保険料試算（年額）

① 年金所得者(65歳以上) 1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和2年度	15,840	15,840	86,561	191,421	269,219	348,431	428,586	508,740	591,724	681,309
令和3年度	15,600	15,600	86,438	192,238	270,943	351,079	432,169	513,259	597,210	687,840
差額	▲ 240	▲ 240	▲ 123	817	1,724	2,648	3,583	4,519	5,486	6,531
均等割軽減	7割減	7割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

② 年金所得者(65歳以上) 2人世帯【世帯主(65歳) + 配偶者(65歳・収入なし)】 単位：円

年 収	100万円	153万円◇	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和2年度	31,680	31,680	97,121	244,221	322,019	401,231	481,386	561,540	644,524	734,109
令和3年度	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
差額	▲ 480	▲ 480	▲ 283	17	923	1,847	2,782	3,718	4,686	5,731
均等割軽減	7割減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—

③ 給与所得者(65歳未満) 1人世帯【世帯主(40歳※)のみ】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和2年度	20,520	36,482	169,949	249,819	334,253	425,533	516,813	612,657	715,347	818,037
令和3年度	20,700	36,912	176,334	260,754	349,998	446,478	542,958	644,262	752,802	853,548
差額	180	430	6,385	10,935	15,745	20,945	26,145	31,605	37,455	35,511
均等割軽減	7割減	5割減	—	—	—	—	—	—	—	—

④ 給与所得者(65歳未満) 2人世帯【世帯主(40歳※) + 配偶者(40歳※・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和2年度	41,040	70,682	210,989	318,219	402,653	493,933	585,213	681,057	783,747	886,437
令和3年度	41,400	71,412	217,734	329,754	418,998	515,478	611,958	713,262	814,918	905,548
差額	360	730	6,745	11,535	16,345	21,545	26,745	32,205	31,171	19,111
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

⑤ 給与所得者(65歳未満) 3人世帯【世帯主(40歳※) + 配偶者(40歳※・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和2年度	56,880	97,082	253,229	371,019	455,453	546,733	638,013	733,857	836,547	939,237
令和3年度	57,000	97,412	259,334	381,754	470,998	567,478	663,958	765,262	866,918	944,841
差額	120	330	6,105	10,735	15,545	20,745	25,945	31,405	30,371	5,604
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

⑥ 給与所得者(65歳未満) 3人世帯【世帯主(35歳) + 配偶者(35歳・収入なし) + 子(10歳・収入なし)】 単位：円

年 収	98万円◇	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
令和2年度	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	528,999	608,211	693,081	777,951
令和3年度	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	774,841
差額	▲ 720	▲ 1,178	▲ 941	▲ 651	163	1,043	1,923	2,847	3,837	▲ 3,110
均等割軽減	7割減	5割減	2割減	—	—	—	—	—	—	—

◇：年金収入153万円および給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限

※：40～64歳の国民健康保険加入者に対して、介護分保険料を賦課





## 練馬区国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る</p>

額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 [略]

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.14（一般被保険者

譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 [略]

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.13（一般被保険者

に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき39,900円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.29（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき12,900円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定

に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき38,800円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.41（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき13,200円（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定

した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.98(介護納付金賦課総額の100分の56に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円(介護納付金賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が

した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、つぎのとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.52(介護納付金賦課総額の100分の57に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき17,000円(介護納付金賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(保険料の減額)

第19条の2 つぎの各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円)および第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)ならびに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が

170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所

170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所

得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主ならびに当該世帯主の世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（次号および第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受け

た者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,930円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,030円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 10,920円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 27,160円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 11,900円

(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,950円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,450円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,800円

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,980円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,580円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,120円

納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 19,400円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,500円

- (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,760円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,400円



## 付 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から150,000円を控除した額によるものとし、地方税法」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

## 付 則

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第3条 当分の間、世帯主またはその世帯に属する被保険者もしくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の2の規定の適用については、同条第1号中「総所得金額（同法）」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した額から150,000円を控除した額によるものとし、地方税法」と「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この条から付則第10条までにおいて同じ。）に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日か

2・3 [略]

ら労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 [略]

付 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例第15条第1項、第15条の4、第15条の12、第16条の4、第19条の2および付則第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。